

令和5年度環境物品等の調達を推進を図るための方針

日 本 年 金 機 構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。通称「グリーン購入法」）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の令和5年度における調達目標

令和5年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

また、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。なお、判断基準の事項の中で複数の基準値（「基準値1」及び「基準値2」）が設定されている場合については、可能な限り「基準値1」による調達を推進するものとする。

1 紙類（納入印刷物も含めることとする）

品目	調達目標
コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー	各品目の当該年度の調達総重量（Kg）に占める、基準を満たす物品の重量（Kg）の割合を100%とする。

2 文具類

品目	調達目標
シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー（汎用型）、ステープラー（汎	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。

用型以外)、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ(本体)、事務用修正具(テープ)、事務用修正具(液状)、クラフトテープ、布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット(玉)、マグネット(バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース(紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OAクリーナー(ウェットタイプ)、OAクリーナー(液タイプ)、ダストブローワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター(枠あり)、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり(液状)(補充用を含む。)、のり(澱粉のり)(補充用を含む。)、のり(固形)(補充用を含む。)、のり(テープ)、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム(台紙を含む。)、つづりひも、カードケース、事務用封筒(紙製)、窓付き封筒(紙製)、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、テープ印字機等用カセット、テープ印字機等用テープ、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機(手動)、名札(机上用)、名札(衣服取付型・首下げ型)、鍵かけ(フックを含む。)、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド

3 オフィス家具等

品目	調達目標
いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）を100%とする。

4 画像機器等

品目	調達目標
コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数又は個数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数又は個数）の割合を100%とする。

5 電子計算機等

品目	調達目標
電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数又は個数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数又は個数）の割合を100%とする。

6 オフィス機器等

品目	調達目標
シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、一次電池又は小型充電式電池	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数又は個数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数又は個数）の割合を100%とする。

7 移動電話等

品目	調達目標
携帯電話、PHS、スマートフォン	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の

	数量（台数）の割合を100%とする。
--	--------------------

8 家電製品

8-1 電気冷蔵庫等

品目	調達の目標
電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。

8-2 テレビジョン受信機等

品目	調達の目標
テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。

9 エアコンディショナー等

9-1 エアコンディショナー

品目	調達の目標
家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー	家庭用エアコンディショナーにあつては、当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。 業務用エアコンディショナーにあつては、当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。

9-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機等

品目	調達の目標
ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台

	数)に占める、基準を満たす物品の数量(台数)の割合を100%とする。
--	------------------------------------

10 温水器等

品目	調達の目標
ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	各品目の当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める、基準を満たす物品の数量(台数)の割合を100%とする。

11 照明

11-1 LED照明器具

品目	調達の目標
LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯	<p>投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める、基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量(台数)の割合を100%とする。</p> <p>投光器及び防犯灯にあつては、当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合を100%とする。</p> <p>LEDを光源とした内照式表示灯にあつては、当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合を100%とする。</p>

11-2 ランプ

品目	調達の目標
電球形LEDランプ	各品目の当該年度の調達総量(個数)に占める、基準を満たす物品の数量(個数)の割合を100%とする。

1.2 自動車等

品目	調達目標
乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	乗用車にあつては、当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。 小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあつては、当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。
乗用車用タイヤ	当該年度の調達総量（本数）に占める、基準値1、基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合を100%とする。
2サイクルエンジン油	当該年度の調達総量（リットル）に占める、基準を満たす物品の数量（リットル）の割合を100%とする。

1.3 消火器

品目	調達目標
消火器	当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（本数）に占める、基準を満たす物品の数量（本数）の割合を100%とする。

1.4 制服・作業服等

品目	調達目標
制服、作業服、靴	当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服、作業服又は靴の調達総量（着数、足数）に占める、基準を満たす物品の数量（着数、足数）の割合を100%とする。

帽子	当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。
----	--

15 インテリア・寝装寝具

品目	調達の目標
カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド	当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン又は布製ブラインド及び金属製ブラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める、基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合を100%とする。
タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	タイルカーペットにあつては、当該年度の調達総量（㎡）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の総量（㎡）の割合を100%とする。 ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあつては、各品目の当該年度の調達総量（㎡）に占める、基準を満たす物品の数量（㎡）の割合を100%とする。
毛布	当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める、基準を満たす物品の数量（枚数）の割合を100%とする。
ふとん	当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める、基準を満たす物品の数量（枚数）の割合を100%とす

	る。
ベッドフレーム、マットレス	当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。

1.6 作業手袋

品目	調達の目標
作業手袋	当該年度の調達総量（双）に占める、基準を満たす物品の数量（双）の割合を100%とする。

1.7 その他繊維製品

品目	調達の目標
集会用テント、ブルーシート	当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める、基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合を100%とする。
防球ネット	当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。
旗、のぼり、幕	当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。
モップ	当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占め

	る、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。
--	-------------------------------

18 設備

品目	調達目標
太陽光発電システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水器具、給水栓	当該年度の総調達量（個）に占める、基準を満たす物品の数量（個）の割合を100%とする。
日射調整フィルム、低放射フィルム	当該年度の総調達面積（㎡）に占める、基準を満たす物品の面積（㎡）の割合を100%とする。
テレワーク用ライセンス	調達を行う場合は、基準を満たす総調達件数（ライセンス数）となるよう調達を実施する。
Web会議システム	調達を行う場合は、基準を満たす総調達件数（システム数）となるよう調達を実施する。

19 災害備蓄用品

品目	調達目標
災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源	当該年度の各品目の総調達量（本数、個数または枚数）に占める、基準を満たす物品の数量（本数、個数又は枚数）の割合を100%とする。

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するも

のを使用するものとする。

2.1 役務

品目	調達目標
省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める、基準を満たす印刷の件数の割合を100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める、基準を満たす自動車整備の件数の割合を100%とする。
庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫防除	当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める、基準を満たす業務の件数の割合を100%とする。
輸配送	当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める、基準を満たす輸配送業務の件数の割合を100%とする。
旅客輸送（自動車）	当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める、基準を満たす旅客輸送業務の契約件数の割合を100%とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	当該年度に契約する庁舎等において営業を行う小売業務の総契約件数に占める、基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の契約件数の割合を100%とする。
クリーニング	当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める、基準を満たすクリーニング業務の契約件数の割合を100%とする。
飲料自動販売機設置	当該年度に契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設

	置台数に占める、基準を満たす設置台数の割合を100%とする。
引越輸送	当該年度に契約する引越輸送業務の総契約件数に占める、基準を満たす引越輸送業務の契約件数の割合を100%とする。
会議運営	当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総契約件数に占める、基準を満たす会議の運営を含む委託業務の契約件数の割合を100%とする。
印刷機能等提供業務	当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める、基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合を100%とする。

2.2 ごみ袋等

品目	調達の目標
プラスチック製ごみ袋	当該年度のプラスチック製ごみ袋の調達総量（枚数）に占める、基準を満たす物品の数量（枚数）の割合を100%とする。

Ⅱ 特定調達物品等以外の令和5年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標
特定調達物品等以外の物品の選択にあたってはエコマークやエコリーフ等の認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めるものとする。

Ⅲ その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 1 グリーン購入法の調達の推進を図るため、機構内に推進体制を設ける。体制概要は別紙のとおりとする。
- 2 この調達方針は、日本年金機構の全ての部署に適用するものとする。
- 3 調達の実績は可能な限り品目ごとに取りまとめ機構HPにて公表するものとする。
- 4 機器類等の使用については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める

ものとする。

- 5 物品調達を担当する職員及び使用する職員等に対して、環境物品等の調達推進について意識の向上を図るため、随時グリーン購入法の仕組みについて啓発普及を図るものとする。
- 6 物品等を納入する業者、役務提供事業者、工事の請負業者、及び当機構が実施する事業に従事する者に対し、この基本方針に準じた環境物品等の調達を推進するよう働きかけることとする。

日本年金機構 グリーン調達推進体制

グリーン調達推進本部

本部長	人事・会計部門担当理事
副本部長	調達管理部長
本部員	調達管理部調達管理グループ長
	調達管理部契約グループ長